

第9回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成26年6月4日（水）午前10時から正午まで

2 場所

法務省10階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

（1）難民認定制度に関する専門部会

山本部長代行，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，柳瀬委員，渡邊委員

（2）法務省

榊原入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，山下警備課長，小新井参事官，君塚難民認定室長 他

（3）オブザーバー

外務省，UNHCR駐日事務所

4 議事概要

法務省から難民認定制度の各論点について説明を行った後，議論を行った。委員から出された主な意見や質問は以下のとおりであった。

- 補完的保護の位置づけ，区分けについては，整理が必要であり，手続の面では，EU指令のように，難民と並べる形で補完的保護というカテゴリを特別に作る，あるいは，在留特別許可の人道配慮の中で，特に保護を要すると思われる人について在留を認める措置をとる方法などが考えられる。
- 補完的な保護を導入するとなった場合に具体的にどのような条約の規定が「補完的な保護」の名の下で認定の基準として用いられることになるのかは大きな問題。
- 日本としては，迫害が待っている所にその人を送還することによって日本自身が人権侵害に加担することはいけないということで，そういう趣旨の中で補完的保護の制度化ということは考えていかなければならないと考えている。
- 人道配慮について，難民審査参与員が判断するか，しないかというところも明確にしてほしいと思う。
- ジェンダーに関し，日本に逃げてきている外国人女性の中には，様々な暴力・拷問を受けている人たちがおり，ジェンダーによる迫害の意味合いは少し広く捉えるべきである。

- 事前審査に関して、濫用防止・再申請規制という観点もあるが、保護すべき人をどう保護していくか、どのように特定していくかという基準や手続も必要ではないかと思う。例えば、統合失調症、知的障害といったケースの難民認定申請者は、事前審査の段階で専門家を入れて医療面でケアするなどして、迅速に保護するような方策がとれるのではないかと。
- 難民異議申立手続において提出した申述書について、本人は内容を承知しておらず、別人が記入し署名のみ本人が行い提出したと思われるケースが存在するが、事前審査の段階で確認できないものかと思う。
- 再申請等を制限するということで濫用の問題を完全に排除できるわけではないが、そういった問題が起きる可能性をできるだけ減らすという意味で実益はあると考える。
- 事前審査の問題は、濫用的な事例等の処理に実際どのくらいかかっているのかを踏まえて考えることが有益。
- 事前審査で却下となった場合の不服申立てについては、諸外国の例などを見ると、訴訟の段階などで簡易・迅速な審理を行うということが定められている例があると承知しているが、そのような制度を特別に設けない場合には不服申立てができ、訴訟を提起することができるということになるのだろう。
- 申請手続案内の充実という点について、日本国内の難民支援者、難民を支援しているNGOとも連携することが有益ではないか。それを通じ日本の国内の難民支援団体、NGOの質的な発展にもつながると思う。
- 難民異議申立手続において提出する申述書等が、母国語で書かれている場合の扱いはどうなっているのか。
(←事務局から、外国語で書かれた申述書については、その提出を受けた地方入国管理局で翻訳対応をしているが、申述書に付随するものとして別紙や別添の形式で提出された資料については、異議申立人から当該資料の翻訳文書を提出していただく旨回答)
- 難民認定基準の明確化という点に関して、立証の基準、信憑性の判断などの難民認定のための基準について、どのように客観化していくか、どう国際水準に近づけていくかということを議論すべき。諸外国の裁判例などを見ると、規範が定立されて、その規範に対してどう当てはめをしていくか、基準が示されながら、その基準の中で当該事件をどのように考えるかということになっているが、日本では、UNHCRや、難民国際法裁判官会議などの基準にのっとりて規範が定立されて、その規範に対する当てはめという形での理由づけがされていないと認識している。
- 難民認定基準を考える際に大事な視点は、「時間的側面」であり、それは、いつの時点における実質的な内容を考慮すべきかということである。
- 具体的な難民認定基準の定立が難しい場合には、事例の中でまず基準化できる部分を検討し、それだけでは一般的・抽象的であって実益がないと考えられる場合には、事例を公表する形となるのではないかと。
- 出身国情報の収集・活用についての関係機関との連携の在り方について、出身国情報の活用

は客観化をしていく上でも非常に重要なテーマだと考えており、出身国情報を収集する組織・団体というものを独立したものとして設置するという点についても検討の課題に含めるべきではないか。

- 法的拘束力があると解されている安保理決議1373において、各国は難民の地位がテロリストに濫用されないことを担保すること等が求められているが、この要請を、日本の難民認定手続の中でどのように反映すべきか。
- 安全な第三国（迫害を受ける心配のない国）から日本に来た者の難民該当性の判断の問題は、既に導入しているドイツなどの欧州諸国等の背景事情を踏まえた上で更に考えていくことが重要だと思う。

以 上